

窓口 DX システム構築等業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

自治体の窓口業務は外国人住民の増加やマイナンバーカードの普及拡大により、更に複雑化しており、区民の待ち時間の短縮や職員のスキルに偏らず、迅速かつ正確な区民対応を実現するためには、デジタルを活用した業務改善が重要である。

そのため、区民サービスの向上と職員業務をより迅速かつ正確に実施するため、窓口 DX システムを導入する。

窓口 DX システムについては、パッケージ化されたサービスが複数の事業者より提供されているが、文京区の状況や運用フロー等を踏まえ、区民と職員双方にとって利用しやすいシステムを導入することでより高い効果を期待することができる。

そこで、プロポーザル方式により、事業者の総合的な能力を評価し、最も適切な事業者を選定する。

2 委託内容

仕様書（案）のとおり

3 提案限度額（税込み）

提案限度額 61,725,000 円

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※ 提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上及び契約金額を約束するものではない。

4 契約期間

構築期間：令和8年4月1日（水）から令和8年12月31日（木）まで

運用期間：令和9年1月1日（金）から令和12年12月31日（火）まで

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール

No.	事 項	日 程
1	募集要項の公表	令和7年10月27日（月）
2	質問受付期間	令和7年10月27日（月）から 令和7年11月6日（木）17時まで
3	質問回答期限	令和7年11月10日（月）
4	参加申込書及び提出書類の提出期間	令和7年11月17日（月）から 令和7年11月19日（水）17時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和7年12月4日（木）
6	第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和7年12月5日（金）
7	第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年12月16日（火）
8	最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）	令和8年1月中旬
9	契約締結	令和8年4月1日（水）

7 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

なお、本受付以外の方法での質問は、受け付けない。

また、受付期間を過ぎた後は、一切質問を受け付けない。ただし、提出書類受付期間までは、参加申込方法に関する質問は、受け付ける。

受付期間	令和7年10月27日（月）から 令和7年11月6日（木）17時まで
提出方法	質問票（様式7）を作成し、以下のフォームより、提出すること。 【窓口 DX システム構築等業務委託プロポーザル質問受付フォーム】 https://logoform.jp/form/6KSu/1193951
回答方法	受け付けた質問の回答は、令和7年11月10日（月）までに、順次区HPで公表する。 なお、事業者名がわかるような質問、審査事項に該当する質問及び他の事業者に関する質問など、審査等に支障をきたすおそれのある質問には回答しない。

8 応募方法

受付期間中に、次の書類を「提案書作成要領」、「仕様書（案）」及び「窓口 DX 検討状況」を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	様式
1	参加申込書	様式 1
2	提案者概要	様式 2
3	企画提案書	様式 3
4	見積書	様式 4
5	提案補足資料	様式 5

※「No.3 企画提案書（様式3）」については、事業者の名称その他事業者名が特定される情報を記載しないこと。

(2) 提出方法等

書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し承諾したものとみなし、提出書類の受付については、以下のとおり行う。

受付後は、原則として、提出書類の差替え、追加等の変更は一切行えないものとする。また、受付期間を過ぎた後の提出は、無効とする。

受付期間	令和7年11月17日（月）から 令和7年11月19日（水）17時まで
提出方法	提出書類をそれぞれPDF形式で保存し、以下のフォームより、提出すること。 【窓口 DX システム構築等業務委託プロポーザル提案受付フォーム】 https://logoform.jp/form/6KSu/1193952
その他	・紙媒体をスキャンする場合は、容易に識字できる解像度にすること。 ・様式ごとに1つのPDFファイルとし、1ファイルにつき10MBまでとする。

(3) 留意事項

ア 提出された参加申込書等は、返却しない。

イ 1事業者が複数の申込みをすることはできない。

ウ 区が提出された書類等を、プロポーザルによる事業者選定以外のために申込者に無断で使用することはない。

9 選定方法

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会において、次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

事業者から提出された企画提案書を基に、書類審査により委託候補者を上位3者程度選定する。

(2) 第二次審査

第一次審査で選定された事業者は、企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

実施日	令和7年12月16日（火）
実施場所	文京シビックセンター（春日一丁目16番21号）内会議室
審査時間	1者当たり20分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。
説明者	プレゼンテーションは、本業務委託の中心的役割を担う者が行うこと。
説明資料	プレゼンテーションの資料は、本区に提出した企画提案書で行うこと。企画提案書と異なる資料の使用は認めない。
その他	・プレゼンテーションにおける質疑応答の内容は、企画提案書に記載がない場合であっても、提案内容に含まれるものとする。 ・プレゼンテーションの時間内において、実際のシステムインターフェースを視覚的に把握できるデモンストレーションを行うこと。 ・プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本区が用意したものを利用することができる。 ・本区はプレゼンテーションの内容を録音することができる。 ・プレゼンテーションを欠席した場合は、辞退したものとみなす。

(3) 委託候補者の選定

委託候補者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。

ただし、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計が区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しない。

なお、参加資格を満たしていない場合は、審査対象としない。

10 結果通知及び公表

(1) 第一次審査結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを書面で通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の場所等を併せて通知する。

- (2) 最終結果は、第二次審査を行った全ての事業者の結果のみを書面で通知する。
- (3) 審査の透明性を図るため、次の項目を区ホームページで公表する。
- なお、審査結果に係る問合せには応じない。

【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第1位の者が提案した見積金額
- カ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換える。）

11 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第7条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

12 提供する資料の取扱い

区が提供する資料は、本プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提供することを禁止する。

13 無効・失格

- (1) 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。また、提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合がある。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合は、失格とする。
- (4) 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とする。
- (5) (1)及び(3)及び(4)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約の締結

契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第1位の委託候補者との協議が不調となった場合又は契約交渉順位第1位の委託候補者が契約締結までの間に5の参加資格を有しなくなり、失格となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補者を繰り上げ、協議を行うこととする。

15 第三者への業務委託

受託者は、業務の全てを第三者に委託することはできない。ただし、本業務の一部に関し再委託する場合は、事前に再委託範囲、再委託先、再委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を区へ提示し、承認を得ること。再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分

を除く受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、委託者の責任において解決すること。

16 個人情報の取扱い

受託者は、本契約の履行に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。受託者及び受託者から本業務の委託を受けた者は、本業務において、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理について、必要な措置を講じること。

17 その他

- (1) 参加申込書等を提出した後に辞退する場合には、参加辞退届（様式 6）に辞退理由を明記の上、令和 7 年 11 月 27 日（木）16 時までに、「18 事業担当」まで持参すること。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (3) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

18 事業担当

文京区企画政策部情報政策課 DX 推進担当 森田

〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター14 階

電 話：03-5803-1133

E-Mail：b052000●city.bunkyo.lg.jp

※セキュリティの都合上、電子メールアドレス上の●を@に変換の上、送信してください。